

令03原機（科臨）003  
令和3年6月3日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設  
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書  
記載事項の変更届

〔STACYの更新〕

令和2年12月23日付け令02原機（科臨）021をもって申請（令和3年3月3日付け令02原機（科臨）023及び令和3年3月26日付け令02原機（科臨）024をもって変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第3項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 変更内容

- (1) 申請書記載事項第5号「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」

(変更前)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号＊）

期日 自 令和3年 1月21日

至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

木村化工機株式会社 尼崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

株式会社三興 東海工場

中星工業株式会社 山梨工場

株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場

株式会社高村興業所 宮島工場

株式会社大谷加工 那須工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号＊）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認に係る検査（第3号\*）

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日  
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

\*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

（変更後）

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号\*）

期日 自 令和3年 1月21日  
至 令和5年 1月31日  
場所 富士電機株式会社 川崎工場  
木村化工機株式会社 尼崎工場  
株式会社スギノマシン 早月事業所  
日機装株式会社 東村山製作所  
平田バルブ工業株式会社 新潟事業場  
株式会社中北製作所（大阪府大東市）  
株式会社三興 東海工場  
中星工業株式会社 山梨工場  
株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場  
株式会社高村興業所 宮島工場  
株式会社大谷加工 那須工場  
土肥野金属株式会社（東京都墨田区）  
土井鋼材株式会社（鶴見事業所）  
藤田金属株式会社（千葉県市川市）  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号\*）

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場  
株式会社スギノマシン 早月事業所  
日機装株式会社 東村山製作所  
平田バルブ工業株式会社 新潟事業場  
株式会社中北製作所 (大阪府大東市)  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認  
に係る検査 (第3号\*)

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

\*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

(2) 申請書添付書類1「工事の工程に関する説明書」

別添-1に示すとおり添付書類1「工事の工程に関する説明書」の記載の一部  
を変更する。

2. 変更理由

使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、工事の工程及び場所を見直したため、当  
該事項に係る記載を変更する。

以上

別添－ 1

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の  
変更について

添付書類1「工事の工程に関する説明書」のうち、STACYの更新（第3回申請）（令和2年11月18日 原規規発第2011187号で設計及び工事の計画の認可）に係る工事の工程について、次のとおり変更する。

【変更前】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																															

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新(第3回申請)の工事																																		
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																															
		第2号	炉心構成確認検査																													↔		
			性能検査																											↔		↔		
	第3号	適合性確認検査																													↔			
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																															
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																													↔		
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査			↔		↔																										
			寸法検査																											↔				
外観検査																													↔					
耐圧・漏えい検査																													↔					
据付検査																												↔						
第3号		適合性確認検査																													↔			
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査			↔																													
		寸法検査																											↔					
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
	第3号	適合性確認検査																													↔			
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査			↔		↔																											
		寸法検査																											↔					
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第3号	適合性確認検査																													↔			
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査			↔		↔																											
		据付検査																											↔					
	第3号	適合性確認検査																													↔			

注記1: 品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室(S)の壁、床及び天井	第1号	該当なし																												既設のため、工事を伴わない。
		第2号	該当なし																												
		第3号	適合性確認検査																								↔				
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査																												既設のため、工事を伴わない。
			据付検査																												
		第2号	系統作動検査																								↔				
	第3号	適合性確認検査																							↔						
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査				↔																							既設のため、工事を伴わない。	
			寸法検査				↔																								
			外観検査				↔																								
			据付検査																												
		第2号	該当なし																												
		第3号	適合性確認検査																								↔				
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし																											既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																												
		第3号	適合性確認検査																								↔				
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし																											既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																												
		第3号	適合性確認検査																								↔				
計測制御系統施設	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査																										既設のため、工事を伴わない。		
			寸法検査																												
			外観検査																												
			据付検査																												
		第2号	単体性能検査																												
			系統作動検査																								↔				
	第3号	適合性確認検査																							↔						
計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査																											既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	系統作動検査																									↔				
	第3号	適合性確認検査																								↔					
計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査																											既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	系統作動検査																									↔				
	第3号	適合性確認検査																								↔					
計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室(S)放射線量率計、 炉下室(S)放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし																											既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	該当なし																													
	第3号	適合性確認検査																								↔					

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。



検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
計測制御系統施設	安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤	第1号	材料検査																															
		第2号	外観検査																															
			系統作動検査																															
	第3号	適合性確認検査																																
	制御設備のうち 制御材のうち 安全板	第1号	材料検査							↔																								
			寸法検査							↔																								
			外観検査																															
		第2号	該当なし																															
	第3号	適合性確認検査																																
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁	第1号	材料検査							↔																								
			寸法検査																															
			外観検査																															
耐圧・漏えい検査																																		
据付検査																																		
第2号		単体性能検査*1																																
系統作動検査																																		
第3号		適合性確認検査																																
																															*1：配管は単体性能検査を実施しない。			
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち ダンプ槽	第1号	材料検査								↔																								
		寸法検査																																
		外観検査																																
		据付検査																																
	第2号	系統作動検査																																
	第3号	適合性確認検査																																
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置	第1号	材料検査								↔																								
		寸法検査																																
		外観検査																																
		据付検査																																
	第2号	単体性能検査																																
	系統作動検査																																	
第3号	適合性確認検査																																	
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドビン	第1号	材料検査								↔																								
		寸法検査																																
		外観検査																																
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																																	

注記 1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考								
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
計測制御系統施設	制御設備のうち 未臨界板	第1号	材料検査						←	→																													
			寸法検査																																				
			外観検査																																				
	第2号	該当なし																																					
		第3号	適合性確認検査																																				
			適合性確認検査																																				
	その他の主要な事項のうち インターロック、 警報回路	第2号	系統作動検査																																				
			適合性確認検査																																				
			適合性確認検査																																				
その他の主要な事項のうち 制御室等のうち 制御室、 制御室外停止スイッチ	第2号	該当なし																																					
		該当なし																																					
		適合性確認検査																																					
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	主要な実験設備のうち 実験用装荷物のうち 可動装荷物駆動装置	第1号	材料検査																																				
			寸法検査																																				
			外観検査																																				
			据付検査																																				
	第2号	単体性能検査																																					
		第3号	適合性確認検査																																				
			適合性確認検査																																				
	その他の主要な事項のうち その他のうち 実験棟A 実験棟B	第2号	該当なし																																				
			該当なし																																				
適合性確認検査																																							

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更前】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		[黒塗り]																																
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査*1 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															*1：既に技術基準への適合が確認された 溶接施工法及び溶接士によって実施 するため、あらかじめ確認すべき事 項に係る検査（溶接施工法、溶接士） は、要さない。
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																															

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考																					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																						
STACYの更新(第3回申請)の工事																																																				
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																																																	
		第2号	炉心構成確認検査																											10月	11月	12月																				
			性能検査																											10月	11月	12月	1月	2月	3月																	
	第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																				
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																																																	
		第2号	該当なし																																																	
		第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																			
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
			寸法検査															1月	2月	3月	4月	5月																														
外観検査																	1月	2月	3月	4月																																
耐圧・漏えい検査																	9月	10月	11月	12月																																
据付検査																1月	2月	3月	4月																																	
第2号		該当なし																																																		
第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																					
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査															6月	7月	8月	9月																																
		寸法検査															1月	2月	3月	4月	5月																															
		外観検査															1月	2月	3月	4月																																
		据付検査															1月	2月	3月	4月																																
	第2号	該当なし																																																		
	第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																				
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査															5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																												
		寸法検査															9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																											
		外観検査															9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																												
		据付検査															2月	3月	4月	5月																																
	第2号	該当なし																																																		
	第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																				
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査															5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																												
		据付検査															2月	3月	4月	5月																																
	第2号	該当なし																																																		
第3号	適合性確認検査																												10月	11月	12月																					

注記1: 品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室(S)の壁、床及び天井	第1号	該当なし																														既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																															
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査 据付検査																															
		第2号	系統作動検査																															
		第3号	適合性確認検査																															
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査																													既設のため、工事を伴わない。		
			寸法検査																															
			外観検査																															
			据付検査																															
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																															
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし																														既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																															
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし																														既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																															
	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査																														既設のため、工事を伴わない。	
			寸法検査																															
			外観検査																															
			据付検査																															
		第2号	単体性能検査																															
			系統作動検査																															
第3号	適合性確認検査																																	
計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査																														既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	系統作動検査																																
	第3号	適合性確認検査																																
計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニター盤	第1号	外観検査																														既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	系統作動検査																																
	第3号	適合性確認検査																																
計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室(S)放射線量率計、 炉下室(S)放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし																														既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	該当なし																																
	第3号	適合性確認検査																																

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考									
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
計測制御系統施設	安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤	第1号	材料検査																	←→																				
			外観検査																							←→														
		第2号	系統作動検査																						←→															
	第3号	適合性確認検査																							←→															
	制御設備のうち 制御材のうち 安全板	第1号	材料検査						←→																															
			寸法検査						←→																															
			外観検査															←→																						
		第2号	該当なし																																					
	第3号	適合性確認検査																							←→															
	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁	第1号	材料検査																																					
			寸法検査																																					
			外観検査																																					
			耐圧・漏えい検査																																					
			据付検査																																					
		第2号	単体性能検査*1																																					
系統作動検査																																								
第3号	適合性確認検査																																							
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち ダンプ槽	第1号	材料検査																																						
		寸法検査																																						
		外観検査																																						
		耐圧・漏えい検査																																						
		据付検査																																						
	第2号	系統作動検査																																						
第3号	適合性確認検査																																							
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置	第1号	材料検査																																						
		寸法検査																																						
		外観検査																																						
		据付検査																																						
	第2号	単体性能検査																																						
系統作動検査																																								
第3号	適合性確認検査																																							
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドビン	第1号	材料検査																																						
		寸法検査																																						
		外観検査																																						
	第2号	該当なし																																						
第3号	適合性確認検査																																							

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考		
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
計測制御系統施設	制御設備のうち 未臨界板	第1号	材料検査																																
			寸法検査																																
			外観検査																																
	第2号	該当なし																																	
		第3号	適合性確認検査																																
			適合性確認検査																																
	その他の主要な事項のうち インターロック、 警報回路	第1号	該当なし																																
			系統作動検査																																
			適合性確認検査																																
その他の主要な事項のうち 制御室等のうち 制御室、 制御室外停止スイッチ	第1号	該当なし																																	
		第2号	該当なし																																
		第3号	適合性確認検査																																
其他試験研究用等 原子炉の附属施設	主要な実験設備のうち 実験用装荷物のうち 可動装荷物駆動装置	第1号	材料検査																																
			寸法検査																																
			外観検査																																
			据付検査																																
	第2号	単体性能検査																																	
		第3号	適合性確認検査																																
			適合性確認検査																																
	その他の主要な事項のうち その他のうち 実験棟A 実験棟B	第1号	該当なし																																
			第2号	該当なし																															
第3号			適合性確認検査																																

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		[黒塗り]																																
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査*1 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															*1：既に技術基準への適合が確認された 溶接施工法及び溶接士によって実施 するため、あらかじめ確認すべき事 項に係る検査（溶接施工法、溶接士） は、要さない。
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。